

## 令和5年度 佐倉市近居・同居住替支援事業

佐倉市では、親と子が近居・同居する際の住宅取得費用の一部を補助します。親世帯と子世帯が近居・同居することで、親が育児や子育てのサポートをし、また、子が介護や見守りのサポートをするなど、お互いの不安や負担を軽減し、高齢期・子育て期を安心して過ごすことができます。

補助対象者	<p>(1) 令和3年12月29日～令和6年3月31日までに移転(住民票の異動も含む)が完了すること及び住宅取得契約日から1年以内に取得住宅へ移転する者全員の移転(住民票の異動も含む)が完了すること</p> <p>(2) 子世帯が、2005年(平成17年)4月2日以降に生まれた子どもを育てている世帯、または令和5年4月1日時点において夫婦どちらかが40歳未満の世帯</p> <p>(3) 取得した住宅の持分割合が最も多いこと(夫婦共有の場合、持分割合が多い方が申請者となる)</p> <p>(4) 補助金の交付を受けた翌年度から10年間住宅を使用すること</p>
補助対象住宅	<p>移転世帯が移転後に居住する住宅で次の要件を満たすもの</p> <p>(1) 建築基準法に規定する構造耐力の基準に適合するものであって、同法第3章の規定に抵触していないこと(建築確認を取得済であること等)</p> <p>(2) 住戸専用面積が、国土交通省の住生活基本計画(全国計画)における最低居住面積水準の面積以上であること</p> <p>(3) 近居の場合は、両方の世帯が佐倉市内であること。または片方の世帯が市外の場合、直線距離が2キロメートル以内の市内であること</p> <p><b>※裏面に補助対象外となる事例を掲載しています。</b></p>
補助金額	<p>住宅取得費用の2分の1以内(上限額 30万円)</p> <p>※子世帯が同一の世帯の子ども(2005年4月2日以降に生まれた子)を3人以上扶養している場合、10万円加算</p>
申請に必要なもの	<p>(1) 補助金交付申請書</p> <p>(2) 親世帯及び親世帯と同居する者全員の住民票(コピーではなく原本。取得後3か月以内のもの) ※続柄を記載したもの</p> <p>(3) 子世帯及び子世帯と同居する者全員の住民票(コピーではなく原本。取得後3か月以内のもの) ※続柄を記載したもの</p> <p>(4) 出産予定の者がいる場合は、出産予定であることが分かる書類</p> <p>(5) 親世帯又は子世帯が市外に居住する場合は、それぞれの住宅の直線距離が分かる図面</p> <p>(6) 戸籍謄本 ※親世帯と子世帯の親子関係が確認出来るもの ※取得後3か月以内のもの</p> <p>(7) 住宅取得に係る契約書の写し(不動産売買契約書、建築工事請負契約書等のコピー)</p> <p>(8) 補助対象住宅の所在地及び住戸専用面積が分かる書類 ※契約書に記載がある場合は不要</p> <p>(9) 補助対象住宅の位置図(住宅の場所が特定できる案内図のようなもの)</p> <p>(10) 移転世帯の、佐倉市税の滞納がないことを証する納税証明書 ※課税所得証明書ではありません(同居する者全員分で、学生を除く)同居する場合、親世帯・子世帯ともに必要です。 ※令和5年4月1日以降に取得したもの。令和5年1月1日時点で市外在住者も必要です。 ※申請日時点または過去に、佐倉市に住民票がなく、佐倉市内に固定資産を有していない方は、「申立書」を提出してください。</p> <p>(11) 建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写しその他の補助対象住宅が建築基準関係規定に適合することを証するものとして市長が認める書類(申請時に無い場合は実績報告時に提出)</p> <p>(12) その他市長が特に必要と認める書類</p> <p>(13) 委任を受けた方が申請する場合は委任状(同居の親族が申請来庁される場合は、委任状不要。)</p> <p>(14) 住宅取得契約の契約者が連名になっている場合は、申請者の建物所有権の持分割合が最も大きい必要があるため、建物の登記事項証明書の原本を提出する。(登記未了なら実績報告時に提出が必要)</p>
交付できない方	<p>(1) 親世帯及び子世帯が同時期に移転する場合で、いずれかの世帯が補助金交付を受けている場合のもう一方の世帯</p> <p>(2) 補助対象経費が他の公的制度(国の補助金など)の助成等の対象となる方</p> <p>(3) 親世帯又は子世帯のいずれかが市税を滞納している方</p> <p>(4) 佐倉市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等</p>
募集件数	170件 (5,100万円) ※予定
募集期間	<p>令和5年4月26日(水)～12月28日(木)</p> <p>※予算額に達した場合は、募集期間内でも締め切らせていただきます。</p>

〔お問い合わせ：住宅課 住生活推進班 ☎ 043-484-6168〕

### ○子世帯

補助金の交付の申請をする時点において、同一の世帯の子ども（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。）を扶養している世帯又は申請を行う年度の4月1日において、夫婦のどちらかが40歳未満である世帯をいう

### ○親世帯

子世帯の夫婦のどちらかの親が含まれる世帯をいう

### ○近居

親世帯又は子世帯が移転して、両方の世帯が佐倉市内に居住すること。片方の世帯が市外の場合、移転世帯が直線距離2km以内の市内に移転し、親世帯及び子世帯が居住することをいう

### ○移転

親世帯又は子世帯による近居又は同居のための市内への移転をいう（同じ場所での建て替えは、移転ではないので、補助対象ではありません）

### ○移転世帯

親世帯又は子世帯のうち、移転する世帯をいう

### ○住生活基本計画(全国計画)における最低居住面積水準

世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準

世帯人数別の面積（例）

単身	25㎡
2人	30㎡
3人	40㎡【35㎡】
4人	50㎡【45㎡】

【 】内は、3～5歳児を1名含む場合

### ◎補助対象とならないケース

- ①親族(申請する方の3親等内の血族及び姻族並びに配偶者)からの取得
- ②近居するために子世帯（親世帯）が親世帯（子世帯）居住用の家を購入する場合
- ③現在、親世帯（子世帯）がお住まいの住宅を、同居するために親世帯（子世帯）が建て替える。  
※親世帯（子世帯）が住んでいた住宅を子世帯（親世帯）が同居のために建て替える場合は対象
- ④その他